

令和8年度 岐阜工業高等専門学校いじめ防止プログラム

		R8 いじめ防止プログラム
(1)	学校全体	・教育活動全体を通じて、全ての学生に正しい人権意識を醸成する。
		・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を強化する。
		・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を年1回以上開催する。
		・学校はいじめ防止の取り組みを規定しいじめ防止等基本計画やいじめ防止プログラムをHPへ掲載等することにより教職員への周知・徹底を図るとともに、保護者との連携・協力体制を築く。
		・今年度の取り組みに対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、次年度の実施計画に反映させる。
		・いじめ対策委員会を少なくとも2か月に1回を目安に定期的に開催する。
		・参与会において、いじめに関する取り組み状況を説明し、連携・協力体制を築く。
(2)	学生会議	・学校生活における自律を促し、学生が自己肯定感をもち主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
		・教育委員会、警察、少年補導センター、子供相談センター等との連携を取り、問題の防止や解消に取り組む。
		・学生の豊かな情操や道徳心および社会における自己有用感を醸成する活動を推進する（MSリーダーズ活動などの地域貢献活動やボランティア活動）
		・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所づくりや絆づくりを推進する。
(3)	寮務会議	・共同生活のルールやマナーを理解し、お互いを尊重し合える態度を育成する
		・学生相談室員と情報共有を積極的に行う。
		・寮生会役員研修にて、いじめ防止も含めた適切な指導方法を検討させる。厚生委員長に寮生活や寮行事等はいじめやトラブルが起こりうる状況とその防止策を考えさせる。
(4)	教務会議	・技術者倫理教育により、お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
		・情報モラルに関する指導を適宜実施する。
		・特別活動においてメンタルヘルス講習を行う。
(5)	学生相談室	・全学生を対象とした年4回程度に「いじめ調査」を実施し状況を把握する。
		・保健室との連携しながら相談体制を整え、教職員が適切に対応できるよう学級担任会議等の場で情報共有する。
		・学生及び保護者に対して、入学時や学期始業時に相談室に関する説明を行う。
		・いじめ問題に長けている特命教授を週1日配置して、現場的・法的な観点から検討、助言を得る。
		・学生に対し年1回以上のいじめに関する啓発を実施する。
		・いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、いじめ対策会議による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底する。
(6)	人権委員会	・SNSを中心としたインターネット上の人権侵害について理解するとともに、人権侵害を防ぐために行うこと、万が一、人権侵害があった場合の対応について理解を深めるためのSD研修を実施する。